

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年7月15日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 8件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 4件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000686号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100026号

第1 結論

請求者のA社における請求期間のうち、平成30年1月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成30年1月から同年4月までの標準報酬月額については20万円から24万円とする。

平成30年1月から同年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年1月から同年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成2年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年10月1日から平成30年8月1日まで

A社から交付された給料支払明細書を見ると、平成29年10月分から基本給のほかに手当が加算されており、給与支給額に見合った厚生年金保険料が控除されている。

給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成30年1月1日から同年5月1日までの期間について、請求者及びA社から提出された給料支払明細書(以下「給料支払明細書」という。)により、請求者が当該期間において、同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成30年1月1日から同年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の改定の基礎となる期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成30年1月1日から同年5月1日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年9月8日に年金事務所に対して提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬

酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成29年10月1日から平成30年1月1日までの期間について、給料支払明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

また、厚生年金保険法の規定によると、標準報酬月額の決定については、毎年9月の定時決定に加え、年の途中で固定的賃金の変動し、変動月以降の3か月間に支給された平均報酬月額（非固定的賃金を含む。）に見合う標準報酬月額が、従前の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じた場合、当該変動月から4か月目に標準報酬月額を改定（以下「随時改定」という。）できるとされている。そこで、給料支払明細書を見ると、平成29年10月から固定的賃金が増額されており、同年12月まで継続した3か月間に固定的賃金の増額が確認できるものの、同法の規定に基づき、同年10月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額について、随時改定は行われぬ。

さらに、請求期間のうち、平成30年5月1日から同年8月1日までの期間について、給料支払明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の改定の基礎となる期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000764号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100027号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成5年11月5日、喪失年月日を平成6年1月22日とし、平成5年11月及び同年12月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成5年11月5日から平成6年1月22日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年11月5日から平成6年1月22日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年11月5日から平成6年1月22日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者期間がなかった。

私が所持する給与明細書を見ると、厚生年金保険料が給与から控除されているので、A社に勤務した期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の回答及び同社から提出された平成5年住所録並びに請求者から提出された給与明細書及び平成5年分給与所得の源泉徴収票から判断すると、請求者は、請求期間において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構B事務センターの回答から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付状況は不明である旨回答しているが、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるところ、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届について記録していないとは考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000561号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100028号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年3月11日から昭和32年3月頃まで

父(訂正請求記録の対象者)のA社における厚生年金保険の記録について、平成30年頃に年金事務所で調べてもらったが見付からなかったところ、令和2年になって生年月日が異なる同姓同名の記録がようやく見付き、その後父の年金記録として認められた。

しかし、父のA社に係る厚生年金保険被保険者期間は、父の遺品等からうかがえる同社の勤務期間より短く記録されているので、調査の上、資格喪失年月日を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された略歴書には、訂正請求記録の対象者が昭和35年5月までA社に勤務した旨、また、訂正請求記録の対象者の個人写真の裏面には、『昭和二十五年十月八日(中略)A社ニ勤ムル』との記載が確認できる。

一方、A社から提出された、訂正請求記録の対象者が当時被保険者であったB健康保険組合に係る被保険者名簿(写し)を見ると、訂正請求記録の対象者の資格喪失年月日欄には「24.3.11」と記されており、当該資料の記載内容は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している上、同社は、「書類を見る限り、S24.3.11で資格喪失していることは間違いのないと思われます。」と回答している。

また、前述のB健康保険組合に係る被保険者名簿の備考欄には「依解」と記載されているところ、A社は「依解」の意味について、「依願解職ではないかと思われます。」と回答しており、事業所から訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に被保険者記録がある者に照会し、回答のあった26人のうち二人は訂正請求記録の対象者を記憶していると回答したが、いずれの者も訂正請求記録の対象者の勤務期間を記憶しておらず、これらの者から、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態等について陳述を得ることができない。

加えて、請求者は、前述の個人写真の裏面に記載のある撮影者は、A社における訂正請求記録の対象者の同僚であると思う旨陳述しているところ、当該者はオンライン記録において、同社の厚生年金保険被保険者として氏名が見当たらない上、請求者からA社の職場旅行の写真で

あるとして提出された集合写真については、具体的に記憶している者はいなかった。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000695号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100029号

第1 結論

請求者のA社における平成30年7月31日の標準賞与額を56万円に訂正することが必要である。

平成30年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年7月31日

A社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映しない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支払明細書(控)夏季賞与及びA社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳から判断すると、請求者は請求期間に同社から賞与の支払いを受け、56万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000106号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100030号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和57年7月1日から同年3月25日に訂正し、同年3月から同年6月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

昭和57年3月25日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和60年9月1日から昭和59年11月6日に訂正し、同年11月から昭和60年8月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

昭和59年11月6日から昭和60年9月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和62年4月13日から同年11月10日に訂正し、請求期間③のうち、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を28万円、同年8月から同年10月までの標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

昭和62年4月13日から同年11月10日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求者のB社における請求期間④の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。昭和60年9月から昭和62年3月までは15万円を28万円とする。

昭和60年9月から昭和62年3月までの上記訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求者のC社における請求期間⑤の標準報酬月額を別表のとおり訂正することが必要である。

昭和62年11月から平成18年3月までの各月に係る訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 6 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年3月25日から同年7月1日まで

② 昭和59年11月6日から昭和60年9月1日まで

③ 昭和62年4月13日から同年11月10日まで

④ 昭和60年9月1日から昭和62年4月13日まで

⑤ 昭和 62 年 11 月 10 日から平成 18 年 4 月 26 日まで

⑥ 平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 4 月 26 日まで

請求期間①について、A社において、昭和 57 年 3 月から勤務していたが、年金記録を見ると、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間②について、B社において、昭和 59 年 11 月 6 日から勤務していたが、年金記録を見ると、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間③について、B社において、継続して勤務していたが、年金記録を見ると、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間④及び⑤について、B社及びC社に勤務していた、それぞれの期間の標準報酬月額、実際にもらっていた給与額より低く記録されている。

請求期間⑥について、C社において、賞与の支払いを受けたが、年金記録を見ると、当該賞与の記録がない。

請求期間①から⑥までに係る給料明細書等を提出するので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第 3 判断の理由

- 1 請求者から提出された請求期間①に係る給料支払明細書により、請求者が当該期間において、A社に継続して勤務し、事業主から給料の支払いを受けていたことが確認できる。

一方、上記給料支払明細書において、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 57 年 3 月 25 日であると認められ、請求期間①の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書及び日本年金機構D年金事務所の回答から判断すると 26 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間①については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求者から提出された請求期間②に係る給料明細書により、請求者が当該期間において、B社に継続して勤務し、事業主から給料の支払いを受けていたことが確認できる。

一方、上記給料明細書において、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 59 年 11 月 6 日であると認められ、請求期間②の標準報酬月額については、前述の給料明細書及び日本年金機構D年金事務所の回答から判断すると 28 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間②については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 3 請求者から提出された請求期間③に係る給料明細書及び元同僚一人の回答により、請求者が当該期間において、B社に継続して勤務し、事業主から給料の支払いを受けていたことが確認できる。

一方、上記給料明細書において、請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 62 年 4 月 13 日から同年 11 月 10 日に訂正し、請求期間③のうち、同年 4 月から同年 7 月までの標準報酬月額を 28 万円、同年 8 月から同年 10 月までの標準報酬月額を 34 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間③については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 4 請求期間④について、請求者から提出された当該期間に係る給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

しかし、請求期間④について、上記給料明細書により確認できる報酬月額に見合う本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額である。

したがって、請求期間④に係る標準報酬月額については、上記給料明細書により確認できる報酬月額から、28 万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間⑤について、請求者から提出された当該期間に係る給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

しかし、請求期間⑤について、上記給料明細書により確認できる報酬月額に見合う本来の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額である。

したがって、請求期間⑤に係る標準報酬月額については、上記給料明細書により確認できる報酬月額から、別表のとおりとすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 6 請求期間⑥について、請求者は、C社における賞与明細書 2 枚（「平成 15 年 1 回分」及び「平成 17 年 1 回分」）を提出しているものの、当該各明細書において、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる上、各明細書における賞与支給年月日は、いずれも「12 年 12 月 29 日」と記載されており、当該期間に係る賞与の支給年月日を特定することができない。

また、C社は、オンライン記録において、平成 20 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主として確認できる者は所在不明であることから、請求者の請求期間⑥に係る賞与の支給及び厚生年金保険料控除の有無について、事業所及び当該元事業主に照会できない。

さらに、C社に係るオンライン記録により、請求期間⑥に厚生年金保険被保険者記録があり、連絡先が判明した元従業員に照会したものの、回答のあった二人は、賞与の支給について分からない旨それぞれ回答している。

このほか、請求期間⑥における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000106号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100030号

【厚生年金保険法(第75条本文)による訂正】

訂正期間	訂正後の標準報酬月額	訂正前の標準報酬月額
昭和62年11月から昭和63年9月まで	34万円	20万円
昭和63年10月から平成元年9月まで	38万円	
平成元年10月から平成2年5月まで	44万円	
平成2年6月から同年9月まで	50万円	
平成2年10月から平成4年9月まで	47万円	
平成4年10月から平成5年9月まで	41万円	
平成5年10月から平成6年9月まで	36万円	
平成6年10月から平成7年9月まで	38万円	
平成7年10月から平成10年9月まで	34万円	
平成10年10月から平成11年9月まで	30万円	
平成11年10月から平成12年9月まで	28万円	
平成12年10月から平成14年6月まで	30万円	
平成14年7月から平成18年3月まで	24万円	

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000520号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100031号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月26日から昭和55年4月1日まで

A社に勤務した約3年間のうち、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間は、その前後の期間と同様に、A社において勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は、昭和60年12月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の請求期間当時における事業主は既に亡くなっている上、同社の複数の元役員は、請求期間における請求者の勤務実態、厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料控除の状況等は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事業主等に確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録があり、かつ所在の判明した者に照会したが、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる回答は得られない。

さらに、オンライン記録によると、請求者がA社と一緒に入社したとする同僚は全員、請求者と同様に、厚生年金保険被保険者資格を昭和54年4月26日に喪失し、昭和55年4月1日に再取得しており、請求期間に係る被保険者記録がない上、当該同僚のうち所在が判明した者に照会し、複数の者から回答を得たが、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

加えて、請求者の雇用保険記録によると、請求者は昭和54年4月25日に離職、昭和55年4月1日に雇用保険の被保険者資格を再取得しており、請求期間に係る雇用保険被保険者記録は見当たらないところ、当該記録は、厚生年金保険の被保険者記録と符合していることから、請求期間当時、A社は、オンライン記録どおりの厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったと考えられる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000740号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100007号

第1 結論

昭和48年4月から昭和56年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年4月から昭和56年9月まで

昭和48年4月頃に、国民年金に加入し、毎月、妻がA市B区役所C支所(当時)に出向いて、請求期間の国民年金保険料を納付した。

領収書は、転居の際に紛失してしまったので持っていないが、請求期間の国民年金保険料を納付していたので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和48年4月頃に、国民年金に加入し、毎月、妻がA市B区役所C支所に出向いて、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金に係る被保険者資格の取得年月日は、平成12年1月11日となっており、請求期間は、国民年金に未加入であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続きを行い、請求者の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続き及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、当該手続き及び当該保険料納付を行ったとする請求者の妻の保険料納付等に関する記憶は明確でなく、当時の具体的な手続き及び納付状況を確認することができない上、請求期間は、102か月と長期間であり、これほどの期間にわたって、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、請求期間について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000828号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100032号

第1 結論

請求者のA社における平成30年3月26日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成30年3月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年3月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年3月26日

A社から支払われた請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映されない標準賞与額とされているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社における平成30年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により請求者が請求期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額の上限である150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000558号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100033号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年8月19日から昭和59年2月29日まで

A社に勤務した請求期間に係る標準報酬月額について、給与支給明細書の総支給額及び厚生年金保険料控除額は、日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」に記載されている標準報酬月額及び保険料納付額よりも高い額となっている。

また、請求期間に係る残業代(時間外手当)が標準報酬月額に含まれていないので、調査の上、当該期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に見直しを希望する。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は請求期間において、A社における厚生年金保険の被保険者及び厚生年金基金の加入員であることが認められ、同社はB厚生年金基金(当時)の加入事業所であることが確認できる。

また、厚生年金基金に加入している事業所の事業主は、当該事業所に勤務する厚生年金保険の被保険者(基金加入員を含む)から厚生年金保険料を給与から控除し、控除した厚生年金保険料のうち、国に代わって行う基金加入員期間に係る部分の年金給付に必要な費用として基金が預かる保険料(以下「免除保険料」という)を除いた額を国に、免除保険料を含む掛金(以下「掛金等」という)は基金にそれぞれ納付することとされている。

一方、日本年金機構が被保険者に送付する「ねんきん定期便」における保険料納付額については、被保険者が厚生年金基金に加入していた期間に事業主が当該基金に納めた保険料を除き、国に納付された厚生年金保険料額のみ記載するとされている。

そこで、請求者から提出された給与支給明細書(以下「給与支給明細書」という)を見ると、請求期間における各月の「コウセイネンキン」及び「キ、シユツシキン」の欄において、給与からの控除額が確認できるところ、当該控除額について、A社は厚生年金保険料、厚生年金基金の掛金等の控除状況は不明である旨回答している一方、同社の担当者は、給与支給明細書の「コウセイネンキン」の欄における控除額は、おそらく、当時は厚生年金保険料と厚生年金基金の掛金等を合算して記載していたと思われる旨陳述している。

また、給与支給明細書における「コウセイネンキン」の欄の請求期間の各月に係る控除額は、オンライン記録から確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額(以下「本来の報酬月額」という)に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額に厚生年金基金の掛金等を加算した額と同額である上、当該厚生年金保険料額から厚生年金基金の掛金等を差し引いた額は、いずれの月も「ねんきん定期便」の保険料納付額と同額である。

さらに、企業年金連合会から提出された請求者に係るB厚生年金基金の中脱記録照会(回答)

を見ると、請求者の請求期間に係る当該基金における報酬給与は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である上、給与支給明細書により確認できる本来の報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とも符合している。

加えて、請求期間のうち、昭和 57 年 11 月分以降に支払われた給与から「キ. シュツシキン」の欄において 1,200 円が控除されているものの、昭和 59 年 3 月分に支払われた給与からは「一 16000」の記載が確認できることから、「キ. シュツシキン」欄に記載の額は厚生年金基金の掛金等ではないと考えられ、これらのことを踏まえると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であった事情はうかがえない。

また、請求期間に係る標準報酬月額の記録を訂正するためには、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要があるところ、給与支給明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回らないことから、同法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

このほか、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求者は本事案の訂正請求において、請求期間に係る標準報酬月額について、A社に入社したときの実際の給与支払額と標準報酬月額を比べると、標準報酬月額が低く記録されており、残業を行った月には残業代（時間外手当）を含まない標準報酬月額の記録になっている旨主張している。

ところで、請求期間当時における標準報酬月額の決定又は改定については、i) 事業主が従業員を雇用したときに、給料、手当等の名称を問わず、労働契約の内容等に基づいた従業員が労働の対償として受ける報酬月額（ただし、臨時的な報酬は含まない。）の届出により、標準報酬月額が決定される「資格取得時の決定」、ii) その後、毎年1回、8月1日になる前の3か月（5月、6月、7月）に支払った報酬月額が事業主から提出され、このときに、その報酬月額をその期間の月数で除して得た額で標準報酬月額を決め直す「定時決定」、iii) 固定的賃金（基本給、家族手当等の支給額や支給率が決まっているもの）の変動があり、変動があった月から継続して3か月間に支払われる報酬の平均額を算出し、その平均額を基に算出した標準報酬月額が、現在の標準報酬月額と比較して2等級以上の差が生じた場合に、固定的賃金に変動があった月の4か月目から標準報酬月額を改定する「随時改定」の3項目に大別されている。

これらを踏まえて、請求者の資格取得時の決定について、日本年金機構C事務センターは、給与支給明細書における「ソノタテアテ」欄に金額が記入されているのは、昭和 57 年 9 月分のみであり、経常的（定期的）に支給されているものとみなすことは困難であることから、請求者の同年 8 月 19 日の資格取得時に届出されるべき報酬月額は、同年 9 月の給与支給明細書の総支給額（18 万 2,250 円）から「ソノタテアテ（5 万 5,550 円）」を除いた 12 万 6,700 円であり、標準報酬月額は、オンライン記録どおりの 12 万 6,000 円とすることが妥当と思料する旨回答している。

また、給与支給明細書を見ると、請求期間における各月（昭和 57 年 9 月分を除く。）に残業代（時間外手当）が支払われていることが確認できるものの、残業代は固定的賃金には含まれ

ず、基本給、資格手当、住宅手当等の固定的賃金の昇（降）給が3か月継続して変動がないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額における資格取得時の決定の訂正及び随時改定は行われぬ。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000769号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100008号

第1 結論

平成5年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年5月

平成5年5月に勤務していた会社を退職し、再就職したので、年金の未加入期間がないかを確認するために、妻がA県B市役所に赴いたところ、同市役所の窓口で請求期間の国民年金保険料を夫婦共に納付しなければならないとの説明を受けた。

請求期間の国民年金保険料は、妻がB市役所の窓口で、年金記録を確認してもらったその日に夫婦二人分を納付したが、未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B市から提出された請求者に係る国民年金届出ファイル一覧によると、請求者の国民年金資格記録は、平成5年5月21日付けで第2号被保険者から第1号被保険者に、同年6月1日付けで第1号被保険者から第2号被保険者に、それぞれ種別変更されているところ、これらの資格処理年月日及び請求期間の納付書発行日はいずれも同年6月14日であることから、同日以前に請求者又は請求者の妻から当該種別変更に係る届出が行われたことがうかがえる。

しかしながら、B市は、被保険者又は被保険者であった者から国民年金の現年度保険料を納付したい旨の申出があった場合、国民年金係の窓口で当該保険料を領収しておらず、被保険者等は、後日送付される現年度納付書により、同市の公金取扱金融機関において、当該保険料を納付することになっていた旨回答しており、請求者の妻が、同市役所の窓口で年金記録を確認してもらったその日に、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付したとする主張と符合しない。

また、請求者に係るオンライン記録によると、平成6年7月6日に国民年金保険料の過年度納付書が作成されており、同日時点において、過年度納付が可能な国民年金の第1号被保険者期間は、請求期間のみであることを踏まえると、請求期間について、請求者の国民年金保険料は未納となっていたと推認されるところ、請求者の妻から請求者に係る当該期間の国民年金保険料を遡って納付したとする陳述はない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000154号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100009号

第1 結論

平成30年4月及び同年6月から令和2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年4月
② 平成30年6月から令和2年3月まで

私が20歳になったときに、母がA市役所において、私の国民年金の加入手続きを行い、学生納付特例の申請については自身で行ったので、平成29年*月から平成30年3月までの期間は学生納付特例が承認された。専門学校を卒業後、同年4月に就職したが退職してしまい、再度、国民年金に加入することになった。

請求期間①及び②の国民年金保険料については、請求期間①は納付場所を覚えていないが、退職した勤務先から支払われた給与により自身で納付し、請求期間②のうち、平成30年6月から同年12月までの期間はB郵便局に設置されているATMにおいてペイジーによる納付、平成31年1月から令和2年3月までの期間はC社D店において納付した。

また、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付した後、日本年金機構E年金事務所(以下「E年金事務所」という。)の職員に領収書を確認してもらっていたことから、間違いなく納付していたので、調査の上、当該各期間を保険料納付済期間として、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料の納付方法については、銀行等の金融機関、コンビニエンスストア(以下「コンビニ」という。)等の納付受託金融機関、クレジットカードによる納付、電子納付に大別される。請求者は国民年金保険料の納付について、請求期間①は納付場所を覚えていないが自身で納付し、請求期間②は郵便局に設置されているATMにおけるペイジーによる納付及びA市内のC社の店舗で納付した旨主張している。

しかしながら、日本年金機構本部国民年金部において、請求者が主張する国民年金保険料の納付場所の関係機関に照会を行ったところ、ペイジーによる納付の関連事務を取り扱う日本マルチペイメントネットワーク運営機構は、納付データの保管期間が経過しているため回答できず、C社Fグループにおいても、請求者の国民年金保険料の収納実績、領収済通知書等はいずれもないと回答している。

また、請求者から提出された請求者の母名義の預金通帳及び残高・入出金明細票を見ると、請求期間②に対応した平成30年8月15日から令和元年10月29日までの期間に出金記録があるものの、当該出金が請求期間②の国民年金保険料の納付に充てられたものか否か、具体的な用途を確認することができない。

一方、コンビニにおける国民年金保険料の納付に関して、日本年金機構は、国民年金保険料が収納された場合、コンビニ各店舗で保険料を受領したときに「納付書・領収(納付受託)証

書」「領収控」「領収（納付受託）済通知書」（以下「納付書」という。）に記載されたバーコード情報により読み込んだ収納データが、コンビニ本部を經由して、同機構に速報データとして送信されるとともに、コンビニ本部において、当該データと各店舗から別途送付される領収済通知書を突合した結果、確定した収納データが同機構に送信される。

また、コンビニ本部は、日本年金機構に収納データを速報データとして送信した後、一定期間の収納データについて取りまとめを行い、定期的に同機構へ納付情報（確定データ）を電送するとともに、当該納付情報に基づいた一括納付書を作成し、当該期間に係る領収金額を日本銀行歳入代理店に納付しており、この電送された納付情報に係る国民年金保険料額と納付された領収金額を突合した上で、初めて納付記録と確定されることとなる。

さらに、ペイジーによる国民年金保険料の納付については、日本年金機構から送付された納付書により、ネットバンキングやATMから国民年金保険料を納付できる領収（納付受託）済通知書に記載されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」をペイジー対応のATM又はインターネットバンキングの画面に入力し、その後、領収済データが、金融機関から日本マルチペイメントネットワーク運営機構を通じて、日本年金機構及び日本銀行に送信され、納付された国民年金保険料は、金融機関から日本銀行に払い込まれることとなる。

そして、被保険者等から銀行、コンビニ等の関係機関に納付された国民年金保険料は、関係機関から歳入徴収官である厚生労働省年金局事業管理課長に当該被保険者の情報、納付期間等が記載された領収済通知書が送付され、機械的に収納するとともに、毎月月の初日から当該月の末日までの納付額を集計し、当該月の翌月の第5営業日に集計された納付額、歳入徴収官が管理する徴収簿の収納済額及び日本銀行の受入額がいずれも合致しているかを確認する月計突合を行い、これらの金額の月計が合致することを確認した後、徴収簿等の月締処理が行えるとされているところ、請求期間①及び②について、請求者は全ての月分の国民年金保険料を納付したことが確認できる資料がない上、複数の行政機関、納付受託金融機関等において、これほどの長期間にわたって、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、オンライン記録によると、E年金事務所は、請求期間内における令和元年11月19日から令和2年1月27日までの期間に、請求者に対する国民年金未納保険料納付勧奨通知書（最終催告状）、請求者及び請求者の連帯納付義務者とする請求者の父に対する督促状並びに差押予告通知書の発出を経て、同年3月6日付けで、請求者の父に係る通常貯金の差押えを行っており、当該年金事務所は、納付勧奨、納付催告及び滞納処分を行う前に複数回にわたって、請求者の国民年金保険料の納付記録を確認されていたものと推認され、これらの事情を踏まえると、請求者に係る請求期間①及び②の国民年金保険料の納付があったものと認めることはできない。

このほか、請求者が国民年金保険料を納付したとする平成30年4月以降は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化がより一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、収納機関からの納付通知の電子的実施等により、年金記録の記録漏れ、記録誤り等があるとは考え難いところ、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことが確実と認められる関連資料（確定申告書控等）はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000694号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100034号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成11年10月6日から平成12年12月20日まで
② 平成13年1月18日から平成14年10月6日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間①はA社、請求期間②はB社に勤務していた各期間における被保険者記録がない。

A社及びB社に勤務していた期間ははっきり覚えていないが、間違いなく勤務していたので、調査の上、請求期間①及び②における厚生年金保険の被保険者期間を認めてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間について、請求対象事業所において厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

請求期間①について、オンライン記録によると、請求期間①当時のA社の代表取締役は既に死亡している上、同社は請求者の社員台帳、賃金台帳等の資料は確認できなかったため、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除状況については不明である旨回答している。

また、A社が加入していたD健康保険組合は、請求者の請求期間①に係る当該組合における健康保険の被保険者記録について、保存期間経過のため、請求者の加入記録を確認することができなかった旨回答している。

さらに、オンライン記録において、請求期間①にA社における厚生年金保険被保険者記録を有する所在が判明した元同僚に照会を行ったところ、複数の者から回答又は陳述が得られたものの、請求者が当該期間に同社で勤務していたことを確認することができなかった。

加えて、E労働局から提出された請求者に係る雇用保険受給資格者証を見ると、請求者は、平成11年9月14日から平成12年3月11日までの期間に雇用保険の基本手当を受給している旨が記載されている。

また、オンライン記録によると、請求者の請求期間①の一部の期間における住所地がF県G市であったことが確認でき、同市は、請求者が平成11年4月21日から平成12年6月12日に転出するまでの期間について国民健康保険の被保険者であった旨回答している上、請求者は請求期間①において、国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

請求期間②について、C社から提出された請求者の社員マスタを見ると、当該期間の後の入社年月日としたものである上、労働者名簿及び雇用保険に関する項目が空欄となっており、請求者の当該期間における勤務実態等を確認することができず、同社は請求者の賃金台帳等がないため、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除状況について不明である旨回答している。

また、オンライン記録によると、B社は平成14年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、請求期間②のうち、同日より前の期間については厚生年金保険の適用事業所ではない上、同社は厚生年金保険の加入をしていない従業員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと回答している。

さらに、オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所となった平成14年6月1日から請求期間②の終期までの期間に、同社における厚生年金保険被保険者資格を有する元同僚に照会を行ったところ、複数の者から回答が得られたものの、請求者が請求期間②に同社で勤務していたことを確認することができなかつた上、同社の元同僚として、請求者が姓を記憶している二人についても、請求期間②に当該姓の被保険者記録は見当たらない。

加えて、オンライン記録によると、請求者は請求期間②において、国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料の全額免除又は半額免除が承認されており、若しくは国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000768号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100010号

第1 結論

平成5年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年5月

夫が平成5年5月に勤務していた会社を退職し、再就職したので、私は年金の未加入期間がないかを確認するために、A県B市役所に赴いたところ、同市役所の窓口で請求期間の国民年金保険料を夫婦共に納付しなければならないとの説明を受けた。

請求期間の国民年金保険料は、私がB市役所の窓口で、年金記録を確認してもらったその日に夫婦二人分を納付したが、未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B市から提出された請求者に係る国民年金届出ファイル一覧によると、請求者の国民年金資格記録は、平成5年5月21日付けで第3号被保険者から第1号被保険者に、同年6月1日付けで第1号被保険者から第3号被保険者に、それぞれ種別変更されているところ、これらの資格処理年月日及び請求期間の納付書発行日はいずれも同年6月14日であることから、同日以前に請求者又は請求者の夫から当該種別変更に係る届出が行われたことがうかがえる。

しかしながら、B市は、被保険者又は被保険者であった者から国民年金の現年度保険料を納付したい旨の申出があった場合、国民年金係の窓口で当該保険料を領収しておらず、被保険者等は、後日送付される現年度納付書により、同市の公金取扱金融機関において、当該保険料を納付することになっていた旨回答しており、請求者が、同市役所の窓口で年金記録を確認してもらったその日に、請求期間の国民年金保険料を納付したとする主張と符合しない。

また、請求者の夫に係るオンライン記録によると、平成6年7月6日に国民年金保険料の過年度納付書が作成されており、同日時点において、過年度納付が可能な国民年金の第1号被保険者期間は、請求期間のみであることを踏まえると、請求期間について、請求者の夫の国民年金保険料は未納となっていたと推認され、請求期間の国民年金保険料を夫婦二人分納付したとする請求者についても請求者の夫と同様であったと考えられるところ、請求者から当該期間の国民年金保険料を遡って納付したとする陳述はない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。